

県内に本社機能を有し業歴5年以上の方、環境や再生可能エネルギーなど今後の成長が見込まれる事業を行う方、高卒（予定）者の採用内定を行った方は「ふくしま産業育成資金」が利用頂けます。事業の成長・発展を目指す皆様のご利用しやすい制度となっておりますので、是非ご活用ください。

■ 対象者 県内に事業所を有する中小企業者又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、次のいずれかに該当する方

A 「県内育成枠」（次の①～③のいずれかに該当する方）

- ① 【業歴要件】県内に本社機能を有し、県内での業歴が概ね5年以上の方
- ② 【認証要件】次に定める認証等のいずれかを受けた方（ただし、当該認証等が、有効期限を過ぎた場合や取消となった場合等を除く。）
 - ア 福島県次世代育成支援企業認証（「働く女性応援中小企業認証」及び「仕事と生活の調和推進企業認証」）
 - イ 福島県新事業分野開拓者認定
 - ウ 健康経営優良法人認証（日本健康会議健康経営優良法人認定委員会による認証）
 - エ ふくしま健康経営優良事業所認証（福島県と全国健康保険協会福島支部による認証）
 - オ 消防団協力事業所認定（県内各市町村による認定）
- ③ 【中心市街地要件】中心市街地の商業地域内（商業地域が定められていない場合は近隣商業地域内）等で、商業施設等を所有若しくは賃借して営業を行っている者又は商業施設等の設置（取得又は賃借）をする方で、かつ、中心市街地の活性化に資するものとして協議会から事前に確認を受けた方。

B 「成長産業枠」

- ① 環境関連産業、再生可能エネルギー関連産業（再生可能エネルギーを活用した発電・売電事業を含む）、輸送用機械・半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る事業を行う方
- ② 農商工連携等の事業を行う方（信用保証無しの場合は、対象者に農林漁業者を含む）
- ③ 観光関連産業に係る事業を行う方
- ④ 「経営革新計画」等の承認、JISQ9100、Nadcap、ISO/TS16949等の認証を受けた方
- ⑤ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等の除染等作業を行う方

C 「雇用促進枠」

令和6年3月新規高卒予定者又は令和3年3月以降に高等学校を卒業した方、障がい者、外国人を対象とした求人を公共職業安定所等に提出し、正規雇用として採用内定を行った方

D 「イノベーション・コースト枠」

県内対象市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村）に事業所を有する、または進出予定であり、イノベーション・コースト構想に関連する事業を行う方。

E 「カーボンニュートラル枠」

県内に事業所を有する、かつカーボンニュートラルに係る事業計画書を提出した中小企業者

<カーボンニュートラル枠の対象となる設備等>

1.	省エネルギー設備 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど） 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど） 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など） 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備（エナファームなど） 照明設備（LEDなど） 建物設備（高断熱ガラス、建物の断熱強化など） BEMS（ビルエネルギー管理システム）
2.	再生可能エネルギー設備 太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電など
3.	蓄電池 リチウムイオン電池など
4.	電動車 電気自動車等の導入、電気自動車等に係る燃料供給設備等の設置など
5.	その他、カーボンニュートラルの実現に資する設備資金、研究開発に係る運転資金

※5に関しては一般的な設備の更新も認める（同一の設備の買い替え等は不可）。

■ 融資限度 運転資金・設備資金 5,000万円（併用時は5,000万円限度）

A③に該当する場合、運転資金 5,000万円、設備資金 1億円を限度額とする。さらに、中心市街地の活性化に対して貢献が著しいと市町村長が特に認めた場合には運転資金 8,000万円、設備資金 2億円を限度額とする。

Eに該当する場合は、カーボンニュートラルに向けた取り組みに必要なものに限る。

■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内）

ただし、B①で再生可能エネルギーによる発電・売電を行う方の場合 15年以内（うち据置1年以内）

A③に該当する場合、不動産を取得し、かつ、これに担保権を設定するものは15年以内（うち据置1年以内）

■ 融資利率

ア Aに該当する中小企業者

信用保証協会の保証を付す場合 固定 年1.5%以内

信用保証協会の保証を付さない場合 固定 年2.0%以内

イ BからEいずれかに該当する中小企業者（ただし、D、Eは保証を付す場合に限る）

信用保証協会の保証を付す場合 固定 年1.3%以内

信用保証協会の保証を付さない場合 固定 年1.8%以内

■ 保証料 必要により信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）年0.35%～1.35%

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

・対象者C又はDの場合、上記信用保証料率より0.30%引下げ

・「農商工等連携事業関連保証制度」等を併用する際には、年0.65%

■ 担保 審査により担保が必要となる場合があります。

- **保証人**【保証付き】法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
【保証無し】取扱金融機関の定めるところによる。（既往借入金の見直しも可能。）

 - **申込み先** 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）
- ※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課
電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931
ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。